

第12回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月8日（月）午後3時00分～3時40分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 7番 島田 信成
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主事補 小林 智貴
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - 報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届け出について
6. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第12回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第12回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号5番小林修委員、同じく6番中村政五郎委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第39号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第39号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年6月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから2ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定します。続きまして2番について事務局より説明</p>

事務局(國府田)	<p>願います。</p> <p>番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、3 ページから 4 ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第 40 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。1 番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第 40 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和 3 年 6 月 8 日、邑楽町農業委員会、天谷豊。</p> <p>番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては 5 ページから 9 ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
4 番(松島)	<p>4 番松島です。6 月 4 日に事務局と 2 班で行いました。申請地は大字狸塚字上昭和地内、案内図は資料 5 ページ、付近状況図は 6 ページを参照してください。申請地は市街地近傍区域内の農地となっています。2 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして2番について事務局より説明を願います</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては10ページから13ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>2番(金子)</p>	<p>2番金子です。6月4日に事務局と2班で行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料10ページ、付近状況図は11ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、集落接続のため不許可の例外に該当します。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当と</p>

事務局(國府田)	<p>いう意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。次に3番・4番・5番については関連がありますので一括して審議いたします。事務局より説明を願います。</p> <p>番号3番・4番・5番一括で説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては14ページから17ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
4番(松島)	<p>4番松島です。6月4日に事務局と2班で行いました。申請地は大字狸塚字本郷地内、案内図は資料14ページ、付近状況図は15ページを参照してください。申請地はその他第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして6番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号6番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては18ページから21ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>

3番(松崎)	<p>3番松崎です。6月4日に事務局と2班で行いました。申請地は大字中野字勝美原地内、案内図は資料18ページ、付近状況図は19ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、集落接続のため不許可の例外に該当します。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして7番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号7番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては22ページから25ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
2番(金子)	<p>2番金子です。6月4日に事務局と2班で行いました。申請地は大字中野字新井地内、案内図は資料22ページ、付近状況図は23ページを参照してください。申請地は東武小泉線篠塚駅から、500メートル以内の公共施設近距離区域内にある第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

事務局(國府田)	<p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして8番について事務局より説明願います。</p> <p>番号8番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては26ページから29ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
3番(松崎)	<p>3番松崎です。6月4日に事務局と2班で行いました。申請地は大字中野字前原地内、案内図は資料26ページ、付近状況図は27ページを参照してください。申請地はその他第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして9番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号9番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては30ページから33ページとなります。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>す。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>4番(松島)</p>	<p>4番松島です。6月4日に事務局と2班で行いました。申請地は大字狸塚字江原地内、案内図は資料30ページ、付近状況図は31ページを参照してください。申請地は邑楽南地区地区計画宇区域内のその他第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、議事日程第3、報告第12号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第12号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和3年6月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。内容については議案書記載の通りでありまして、資料については34ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>続きまして、報告第13号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局(國府田)	<p>報告第13号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和3年6月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番から番号3番の内容については議案書記載の通りでありまして、資料については34ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第12回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和3年7月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 小林 修

委員 中村 政五郎